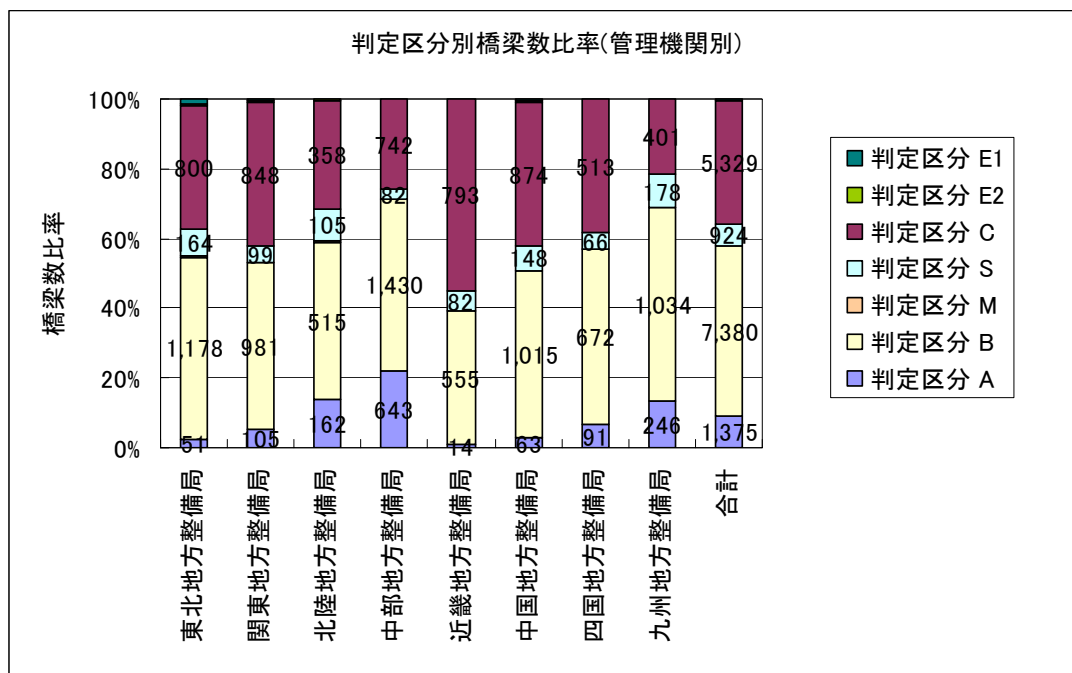


2. どのような状態のストックを抱えているか

(1) 橋梁の対策区分の判定区分

① 橋梁の対策区分の判定区分比率（地整別）



出典：橋梁管理カルテ（H19.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)又は「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

判定区分別橋梁数比率(管理機関別)

(箇所)

管理機関別	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
東北地方整備局	51	1,178	13	164	800	11	31	2,248
関東地方整備局	105	981	1	99	848	10	10	2,054
北陸地方整備局	162	515	8	105	358	2	1	1,151
中部地方整備局	643	1,430	0	82	742	0	3	2,900
近畿地方整備局	14	555	0	82	793	0	1	1,445
中国地方整備局	63	1,015	0	148	874	12	9	2,121
四国地方整備局	91	672	1	66	513	0	2	1,345
九州地方整備局	246	1,034	2	178	401	0	2	1,863
合計	1,375	7,380	25	924	5,329	35	59	15,127

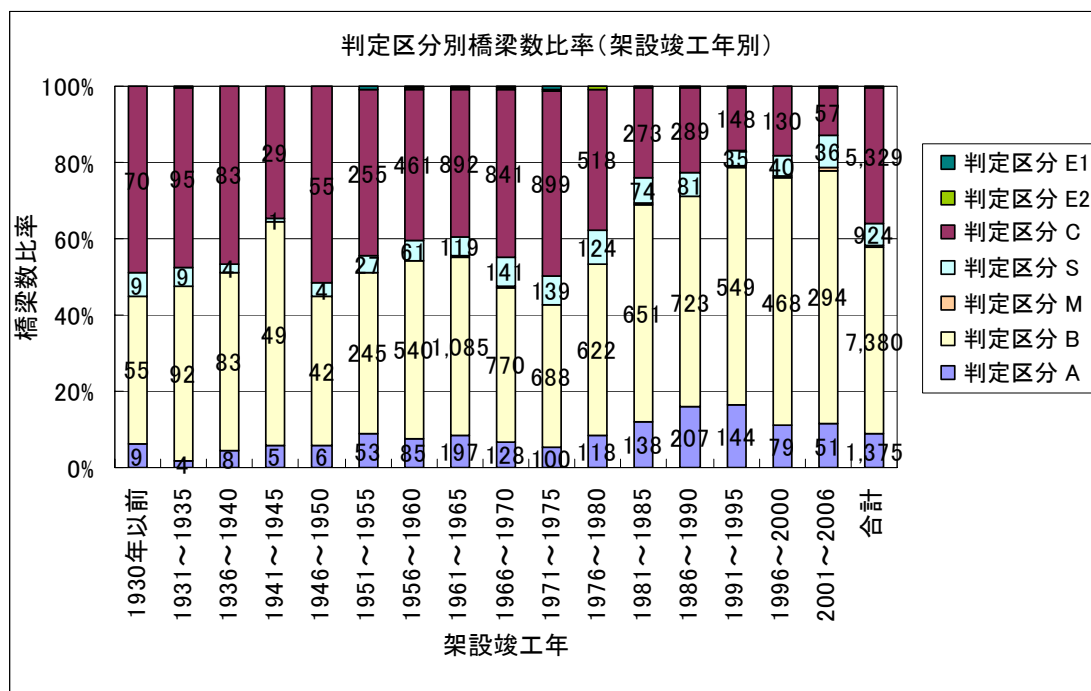
出典：橋梁管理カルテ（H19.4時点）

- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、  
 「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)又は「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。
2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

② 橋梁の対策区分の判定区分比率（架設竣工年別）



出典：橋梁管理カルテ（H19.4時点）

（注）1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」（平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課）又は「橋梁点検要領（案)」（昭和 63 年 7 月、土木研究所）による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

判定区分別橋梁数比率(架設竣工年別)

(箇所)

架設竣工年	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
1930年以前	9	55	0	9	70	0	0	143
1931～1935	4	92	0	9	95	0	1	201
1936～1940	8	83	0	4	83	0	0	178
1941～1945	5	49	0	1	29	0	0	84
1946～1950	6	42	0	4	55	0	0	107
1951～1955	53	245	0	27	255	0	5	585
1956～1960	85	540	1	61	461	3	6	1,157
1961～1965	197	1,085	6	119	892	6	15	2,320
1966～1970	128	770	3	141	841	4	11	1,898
1971～1975	100	688	1	139	899	7	14	1,848
1976～1980	118	622	1	124	518	7	3	1,393
1981～1985	138	651	3	74	273	1	2	1,142
1986～1990	207	723	0	81	289	3	1	1,304
1991～1995	144	549	1	35	148	2	0	879
1996～2000	79	468	4	40	130	0	0	721
2001～2006	51	294	4	36	57	1	0	443
不明	43	424	1	20	234	1	1	724
合計	1,375	7,380	25	924	5,329	35	59	15,127

出典：橋梁管理カルテ（H19.4時点）

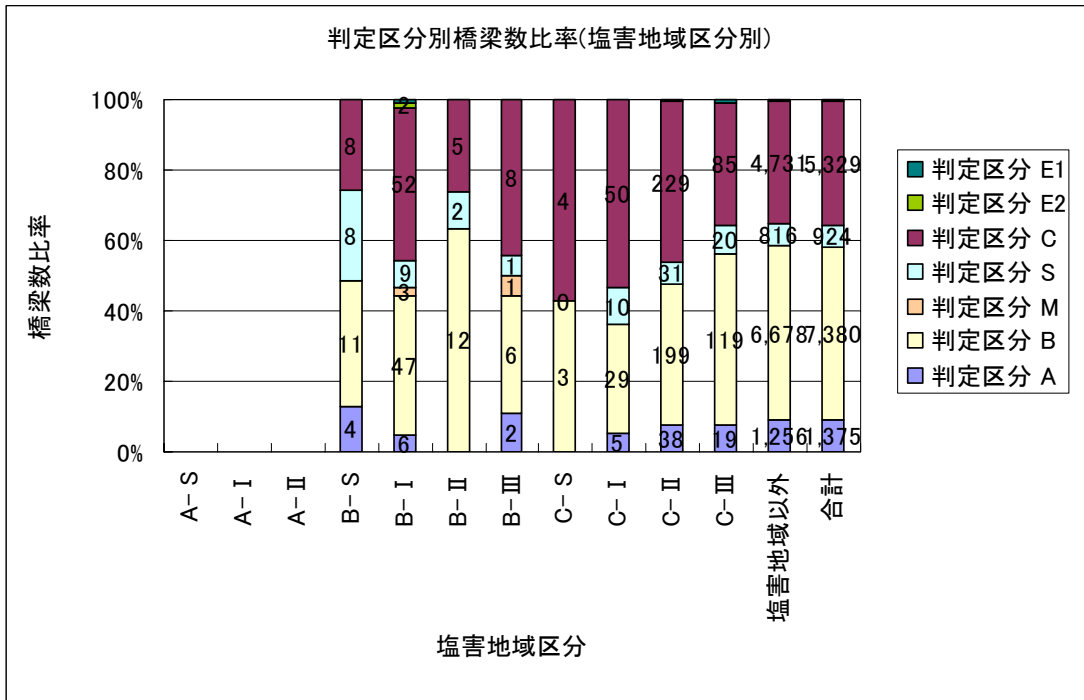
((注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)又は「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

③ 橋梁の対策区分の判定区分比率（塩害地域区分別）



出典：橋梁管理カルテ（H19.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)又は「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計（道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編）より）。

塩害地域区分および塩害対策区分

地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

北海道のうち、宗谷支庁の札文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町  
 青森県のうち、蟹田町、今別町、平館村、三厩村（東津軽郡）、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、鵜野沢村（下北郡）  
 秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県

判定区分別橋梁数比率(塩害地域区分別)

(箇所)

塩害地域区分	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
A-S	0	0	0	0	0	0	0	0
A-I	0	0	0	0	0	0	0	0
A-II	0	0	0	0	0	0	0	0
B-S	4	11	0	8	8	0	0	31
B-I	6	47	3	9	52	2	1	120
B-II	0	12	0	2	5	0	0	19
B-III	2	6	1	1	8	0	0	18
C-S	0	3	0	0	4	0	0	7
C-I	5	29	0	10	50	0	0	94
C-II	38	199	0	31	229	1	1	499
C-III	19	119	0	20	85	0	2	245
塩害地域以外	1,256	6,678	19	816	4,731	31	51	13,582
不明	45	276	2	27	157	1	4	512
合計	1,375	7,380	25	924	5,329	35	59	15,127

出典：橋梁管理カルテ（H19.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)又は「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

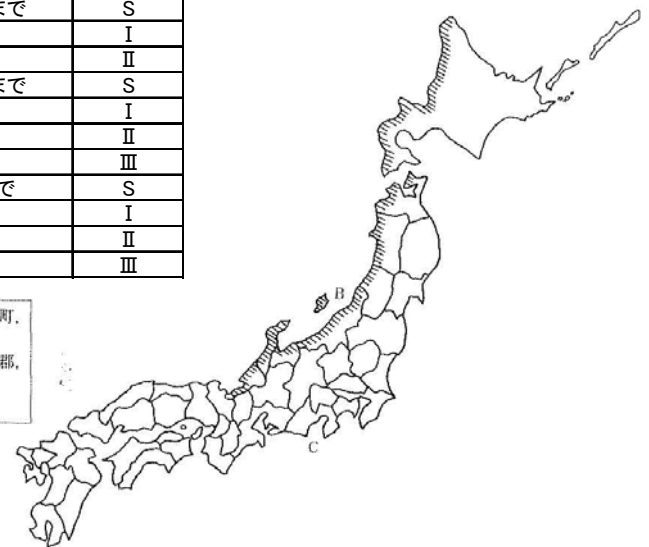
3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計（道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編）より）。

塩害地域区分および塩害対策区分

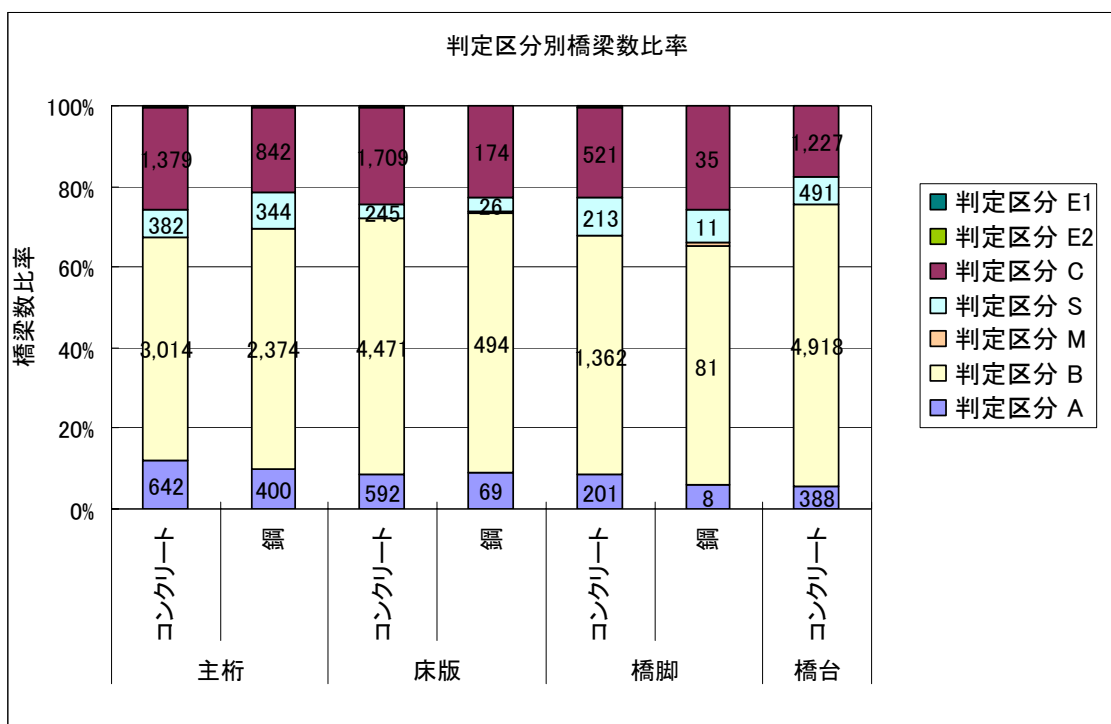
地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町  
 青森県のうち、蟹田町、今別町、平館村、三厩村（東津軽郡）、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、鵜野沢村（下北郡）  
 秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県



凡例  
 ● 地域区分 A  
 ■ 地域区分 B (上記地域を除く)  
 — 地域区分 C (海岸線付近)

④ 橋梁の対策区分の判定区分比率（部材別）



出典：橋梁管理カルテ（H19.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)又は「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、豎壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分とした。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計した。



対策判定区分別橋梁数比率(部材別)

(箇所)

部位	材料	対策判定区分							合計
		A	B	M	S	C	E2	E1	
主桁	コンクリート	642	3,014	3	382	1,379	3	10	5,433
	鋼	400	2,374	17	344	842	0	25	4,002
床版	コンクリート	592	4,471	4	245	1,709	10	11	7,042
	鋼	69	494	1	26	174	0	1	765
橋脚	コンクリート	201	1,362	4	213	521	2	3	2,306
	鋼	8	81	1	11	35	0	0	136
橋台	コンクリート	388	4,918	12	491	1,227	1	3	7,040

出典：橋梁管理カルテ（H19.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)又は「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

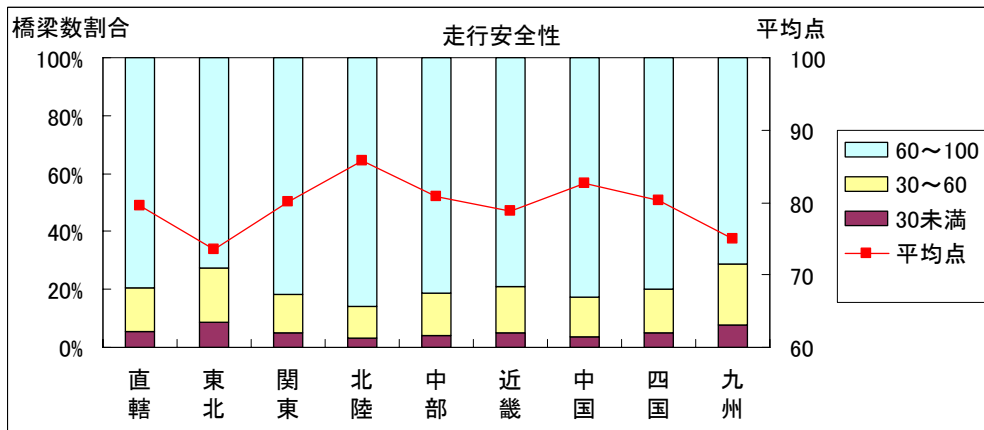
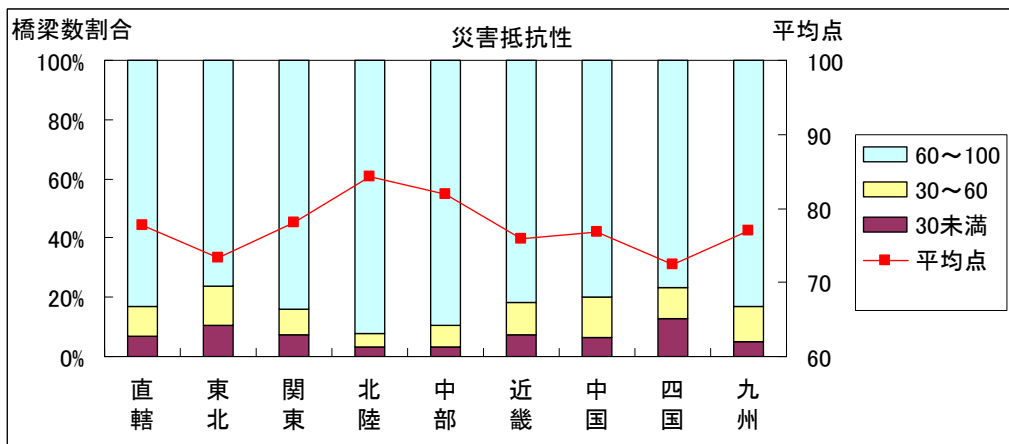
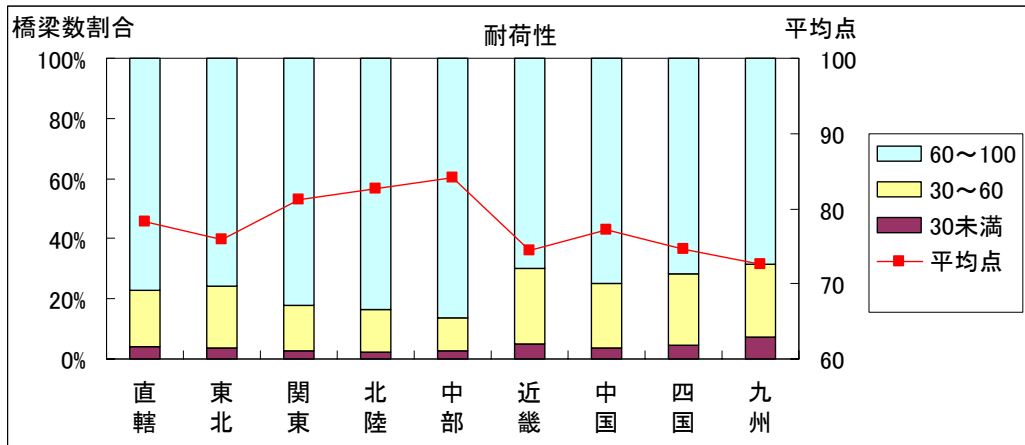
橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、豎壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分とした。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計した。

## 2. 道路橋の総合評価指標

### ①管理機関別



出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、付録参照。

1. 耐荷性 (橋)

	30未満	30～60	60～100		平均点
直轄	614	2,958	12,077		78.2
東北	80	425	1,563		76.0
関東	61	333	1,813		81.1
北陸	32	201	1,202		82.6
中部	73	308	2,373		84.0
近畿	98	487	1,370		74.4
中国	83	473	1,646		77.2
四国	57	288	867		74.7
九州	130	443	1,244		72.6

2. 災害抵抗性 (橋)

	30未満	30～60	60～100		平均点
直轄	1,053	1,575	13,021		77.7
東北	221	269	1,578		73.2
関東	164	184	1,859		78.0
北陸	44	70	1,321		84.3
中部	91	200	2,463		82.0
近畿	140	218	1,597		75.9
中国	145	299	1,758		76.8
四国	153	127	932		72.4
九州	95	208	1,514		77.0

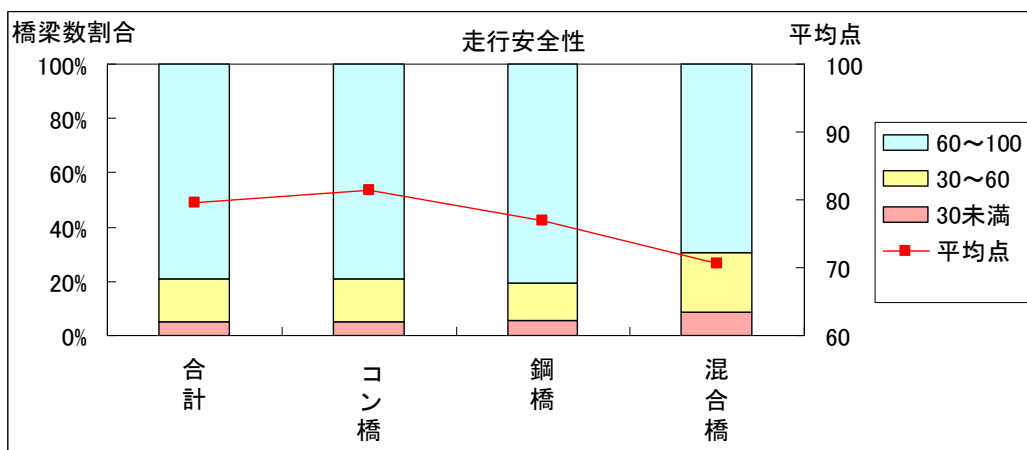
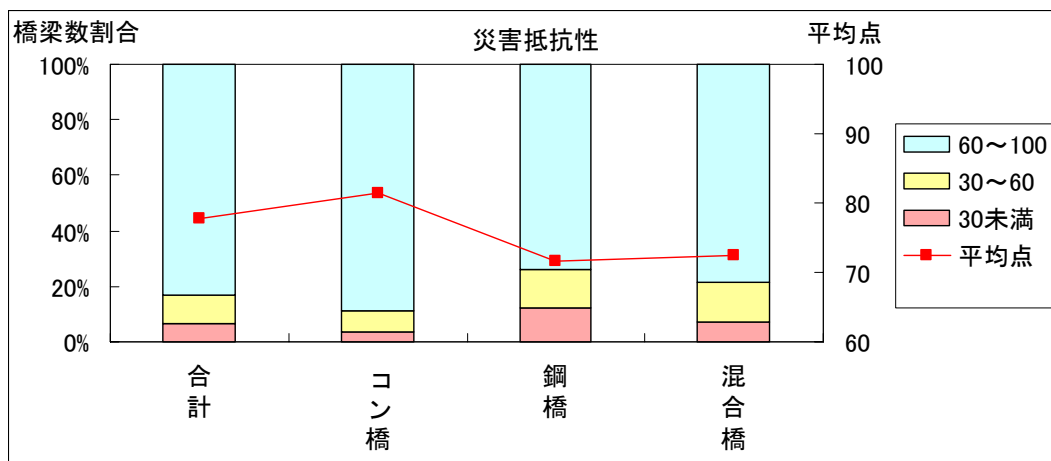
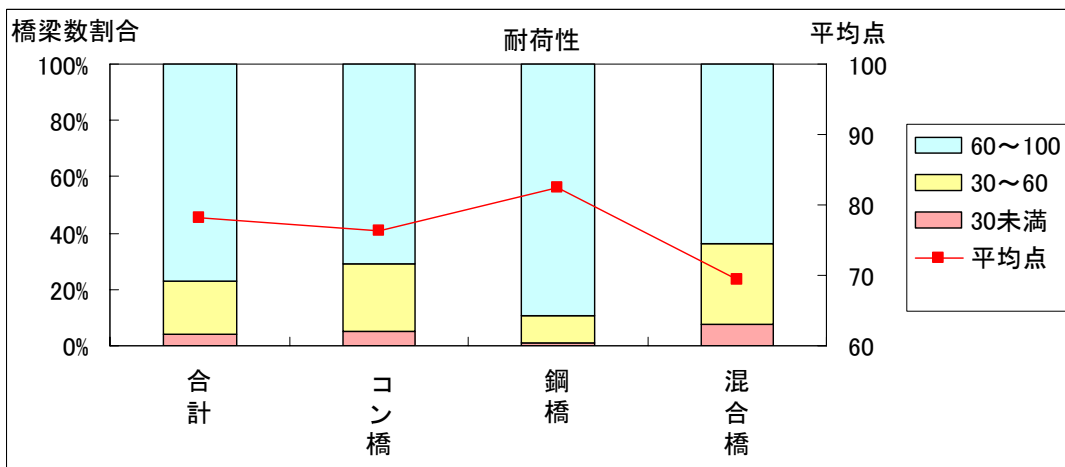
3. 走行安全性 (橋)

	30未満	30～60	60～100		平均点
直轄	833	2,414	12,402		79.5
東北	179	383	1,506		73.6
関東	106	298	1,803		80.0
北陸	48	152	1,235		85.8
中部	116	396	2,242		80.9
近畿	97	317	1,541		78.9
中国	82	303	1,817		82.6
四国	61	185	966		80.3
九州	144	380	1,293		74.9

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、付録参照。

②上部工使用材料別



出典：橋梁定期点検果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、付録参照。

1. 耐荷性 (橋)

	30未満	30～60	60～100	平均点
合計	614	2,958	12,044	78.2
コン橋	501	2,272	6,843	76.3
鋼橋	67	515	4,821	82.5
混合橋	46	171	380	69.4

2. 災害抵抗性 (橋)

	30未満	30～60	60～100	平均点
合計	1,053	1,575	12,988	77.7
コン橋	352	743	8,521	81.4
鋼橋	657	747	3,999	71.5
混合橋	44	85	468	72.5

3. 走行安全性 (橋)

	30未満	30～60	60～100	平均点
合計	833	2,414	12,369	79.5
コン橋	476	1,536	7,604	81.4
鋼橋	306	745	4,352	77.0
混合橋	51	133	413	70.6

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、付録参照。